

3

令和6年第2回
多治見市議会臨時会
議案説明資料

令和6年5月9日

目 次

報第2号	専決処分の報告について	1
報第3号	専決処分の報告について	1
報第4号	専決処分の報告について	1
報第5号	専決処分の報告について	2
報第6号	専決処分の報告について	2
報第7号	専決処分の報告について	2
承第2号	専決処分の承認を求めるについて	2
承第3号	専決処分の承認を求めるについて	3
議第47号	多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて	4
議第48号	令和6年度多治見市一般会計補正予算（第1号）	4
1	令和6年度会計別補正予算表	5
2	令和6年度一般会計予算（補正第1号）の主要内容	6
3	令和6年度一般会計税等内訳一覧表	7
4	【参考】物価高騰対応に係る予算措置の状況（一般会計）	8
5	財政判断指数の見込み	9
議第49号	工事請負契約の締結について	10
議第50号	物品供給契約の締結について	10

報第2号 専決処分の報告について

令和5年5月11日議第43号をもって議決を経た児童発達支援センター統合整備工事建築工事に係る新興建設株式会社との工事請負契約の一部を次のとおり変更したので報告する（令和6年2月26日専決処分）。

変更点

1 契約金額 〔変更後〕 一金 303,134,700円

〔変更前〕 一金 297,000,000円

2 変更理由

本工事で既存建物の内装仕上げ材を撤去したところ、改修する内装下地としての状況が悪く、下地補修工事等を追加したため。

報第3号 専決処分の報告について

令和4年12月19日議第120号をもって議決を経た笠原中央公民館大規模改修工事電気設備工事に係る松本・高電特定建設工事共同企業体との工事請負契約の一部を次のとおり変更したので報告する（令和6年3月4日専決処分）。

変更点

1 契約金額 〔変更後〕 一金 211,873,200円

〔変更前〕 一金 207,680,000円

2 変更理由

本工事で撤去する既設非常用発電設備の本体エンジン部及び排気管部においてアスベスト含有が判明したため。

報第4号 専決処分の報告について

水道料金の未収金について、権利を放棄した（令和6年3月29日専決処分）。

(1) 放棄する金額 1,274,579円(48人)

※平成27年度～令和5年度の水道料金の未納分

(2) 放棄の理由

(債務者1～38) 債務者が無資力・所在不明・支払いに応じない等のため、対象の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあるため。

(債務者39～43) 債務者が死亡し、その債務に関する相続人がいないため。

(債務者44～48) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により債務者が対象の債権についてその責任を免れたため。

※ 督促状の発送（毎月）、催告書の発送（随時）、一斉催告書の発送（年1回）、校区担当者による随時の催告書発送及び電話催告等を実施。3箇月以上滞納している使用者へは停水予告を実施（昨年度は5回）し、期限までに支払がない場合は給水を停止。給水停止後も支払いに応じない者については、メーターを撤去している。閉栓後に滞納者が市外に転出した場合は、連絡不能や催告しても支払いに応じないケースが多い。

報第5号 専決処分の報告について

平成25年9月、著作権者の許諾を得ることなく、市立小泉小学校の学校報及び同校ホームページにイラストを掲載し、令和5年9月までの間、当該学校報をインターネット上で公開し、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和6年3月22日、352,000円と定めた。

報第6号 専決処分の報告について

発達支援センター「なかよし」・「ひまわり」を統合及び移転し、新たに児童発達支援センターを令和6年4月に設置することに伴い、発達支援センター「なかよし」・「ひまわり」の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日までから令和6年3月31日までに変更となった。このため電話機リース契約を解除することに伴う違約金の支払いが生じ、市が指定管理者に損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和6年3月25日、116,270円と定めた。

報第7号 専決処分の報告について

平成28年5月、著作権者の許諾を得ることなく、本市のフェイスブック及び広報物にイラストを掲載し、令和6年3月までの間、当該イラストをフェイスブック上で公開し、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和6年3月26日、643,500円と定めた。

承第2号 専決処分の承認を求めるについて

多治見市税条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。令和6年4月1日施行分に限る。）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行った（令和6年3月31日専決処分）。

2 主な改正内容

- (1) 職権による減免を可能とする規定を追加する（第58条、第81条及び第149条の3関係）。
- (2) 令和6年度分及び令和7年度分の個人市民税の定額による特別税額控除に係る規定を新設する（附則第6条の5、附則第6条の6、附則第6条の7及び附則第6条の8関係）。
- (3) (2)に伴い、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例に関する規定について必要な規定の整備を行う（附則第7条関係）。
- (4) 固定資産税の課税標準の特例（わがまち特例）について、次の改正を行う。
 - ア 地方税法の一部改正に伴う項ずれについて、引用箇所を改める（附則第9条の2第14項及び第15項関係）。
 - イ 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準額の軽減措置について、その適用期限が2年延長（令和8年3月31日まで）されるに当たり、一定のバイオマス発電設備（出力が10,000kw以上20,000kw未満であって木竹に由来

するバイオマス又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するもの）に係る軽減割合を、参酌割合に基づき7分の6とする（附則第9条の2第7項関係）。

- (5) 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとする（附則第9条の3関係）。
- (6) 令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の負担についての調整措置を講ずる（附則第10条、附則第11条、附則第11条の3及び附則第12条関係）。
- (7) 令和7年度又は令和8年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、修正前の価格を修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とする（附則第10条の2関係）。
- (8) 特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、次の所得等の個人住民税所得割額を含める読替え規定を追加する。
 - ア 上場株式等の配当所得等の分離課税分（附則第15条の3関係）
 - イ 土地の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分（附則第15条の4関係）
 - ウ 長期譲渡所得の分離課税分（附則第16条関係）
 - エ 短期譲渡所得の分離課税分（附則第17条関係）
 - オ 一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分（附則第18条関係）
 - カ 先物取引に係る雑所得等の分離課税分（附則第19条関係）
 - キ 特例適用利子等及び特例適用配当等（附則第19条の2関係）
 - ク 条約適用利子等及び条約適用配当等（附則第19条の3関係）

3 施行日

令和6年4月1日

承第3号 専決処分の承認を求めるについて

多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。令和6年4月1日施行分に限る。）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行った（令和6年3月31日専決処分）。

2 主な改正内容

- (1) 都市計画税の課税標準の特例の規定中、地方税法の一部改正に伴う項ずれについて、引用箇所を改める（附則第2項、附則第3項及び附則第15項関係）。
- (2) 令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の負担についての調整措置を講ずる（附

則第5項から附則第11項まで関係)。

3 施行日

令和6年4月1日

議第47号 多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の公布に伴い、庁内における特定個人情報の利用に係る規定について、所要の改正を行う。

（1）新たに定義される用語（特定個人番号利用事務、利用特定個人情報）について、規定を加える（第2条関係）。

（2）削除される法別表第2について、用語の整理を行う（第3条関係）。

2 施行日

令和6年5月27日

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日

議第48号 令和6年度多治見市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度 会計別 補正予算表

(単位:千円)

議案番号	会計名	補正番号	補正前の額	補正額	補正後の額
議第48号	一般会計	補正第1号	45,963,000	1,020,669	46,983,669
予	算 総 括 集 計		80,734,796	1,020,669	81,755,465

令和6年度一般会計予算（補正第1号）の主要内容

議第48号

(単位:千円)

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			内 訳
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務費	新本庁舎建設事務費	多治見市役所新庁舎利活用市民会議の報償費等の増額	320				320
2	民生費	低所得者支援及び定額減税一体的支援事業費	低所得者支援及び定額減税補給金の増額 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金) ※ 現在の交付限度額は、国の令和5年度予備費(本省繰越)によるもので、不足分は追加交付される見込み ① 新たに住民税非課税世帯となる世帯への給付金(150,000千円) ※ 新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯に対し、一世帯当たり10万円を支給(1,500世帯見込み) ※ 対象世帯に児童がいる場合は、こども加算として一人当たり5万円を支給 ② 調整給付金(817,490千円) ※ 定額減税(所得税3万円、住民税1万円)しきれないと見込まれる場合に1万円単位で支給	967,490	438,982			528,508
3	民生費	低所得者支援及び定額減税一体的支援事務費	新たに住民税非課税世帯となる世帯への給付金等に係る委託料等の増額 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	44,947	44,947			7,912
4	教育費	単独校調理場備品購入費	滝呂小学校調理場の真空冷却機の更新に伴う備品購入費等の増額	7,912				536,740
合 計 (補正額総額)				1,020,669	483,929			

（単位：千円）

令和6年度 一般会計税等内訳一覧表

(補正第1号)

(単位:千円)

内 容		金 額
1 市	税	
2 地	譲 与 税	自動車重量譲与税
		地方揮発油譲与税
3 利	子 割 交 付 金	
4 配	当 割 交 付 金	
5 株	式等譲渡所得割交付金	
6 法	人 事 業 税 交 付 金	
7 地	方 消 費 税 交 付 金	
8 ゴ	ル フ 場 利 用 税 交 付 金	
9 環	境 性 能 割 交 付 金	
10 国	有提供施設等所在市町村助成交付金	
11 地	方 特 例 交 付 金	
12 地	方 交 付 税	普 通 交 付 税
		特 別 交 付 税
13 交	通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	
20 繰	入 金	財 政 調 整 基 金 繰 入 金
		(うち 可 処 分)
		(うち 災 害 留 保 分)
21 繰	越 金	536,740
22 諸	収 入	市 預 金 利 子
23 市		債 臨 時 財 政 対 策 債
そ	の 他 一 般 財 源	
	合 計	536,740

【参考】物価高騰対応に係る予算措置の状況（一般会計）

(単位:千円)

物価高騰対応分の財源内訳												
	補正	補正額 (総額)	うち物価高騰対応分 (歳出補正額)	主な事業内容	国庫 支出金	うち 地方創生 臨時交付金)	県 支出金	地方債	その他	一般財源	うち財政調整 基金(可処分)	うち財政調整基 金(災害留保 分))
当初	—	—	—									
5月補正	第1号	1,020,669	1,012,437	低所得者支援及び定額減税一体的支援事業	483,929	(483,929)				528,508		
合計		1,020,669	1,012,437		483,929	(483,929)				528,508		

↓

地方創生臨時交付金交付限度額

令和5年度 追加分 (給付金・定額減税一体支援枠分)	483,929
-------------------------------	---------

うち事業費分438,982千円、事務費分44,947千円(国:令和5年度予備費(本省繰越))
※ 総額732,929千円のうち249,000千円は、令和5年度補正第7号で計上済み

財政判断指数の見込み

財政判断指標	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第 1 号)	6.4	74.9	22.5	91.1	△ 1,380,000
財政判断指数 (当初予算)	6.4	74.9	22.5	91.1	△ 1,430,000
財政判断指数(目標値)	7.0	74.0	15.0	90.0	—
財政判断指数(基準値)	10.0	77.0	7.5	93.0	—

議第49号 工事請負契約の締結について

- 1 契約の目的 養正交流センター施設整備工事 建築工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 一金 362,780,000円
- 4 契約の相手方 多治見市陶元町61番地
新興建設株式会社
代表取締役 田中 勝也

【参考】

入札の執行状況：

- ・ 応札者数 7 者
- ・ 落札率（落札金額／予定価格） 98.61%
- ・ 入札日 令和6年4月17日

事業概要：

- 1 養正公民館において、坂上児童館との機能統合及び長寿命化に係る大規模改修工事（建築工事）を行うもの。
- 2 館内各所内装改修、外構工事等
- 3 履行期間
契約日～令和7年3月14日 仮契約日 令和6年4月23日

議第50号 物品供給契約の締結について

- 1 契約の目的 消防団用消防ポンプ自動車購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 一金 46,200,000円
- 4 契約の相手方 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔

【参考】

入札の執行状況：

- ・ 応札者数 7 者
- ・ 落札率（落札金額／予定価格） 99.58%
- ・ 入札日 令和6年4月11日

事業概要：

- 1 池田分団、根本分団の消防ポンプ自動車を更新するもの。
- 2 車両：トヨタ ダイナ（消防専用ダブルキャブ型）
- 3 数量：2台
- 4 履行期間
契約日～令和7年3月31日 仮契約日 令和6年4月15日